

地方税法施行令の一部を改正する政令参照条文

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）抄

（用語の意義）

第七百一条の三十一 事業所税について、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 指定都市等 次に掲げる市をいう。

イ 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の市

ロ イに掲げる市以外の市で首都圏整備法第二条第三項に規定する既成市街地又は近畿圏整備法第二条

第三項に規定する既成都市区域を有するもの

ハ イ及びロに掲げる市以外の市で人口（官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口その他これに準ずるものとして政令で定める人口をいう。）三十万以上のものうち政令で指定するもの

二〇八 略